

第4章 不当労働行為再審査事件

第1節 再審査事件一覧

当委員会の初審命令に係る再審査事件は、前年からの繰越しが3件、平成29年の新規申立てが1件、計4件が係属した。一方、終結したものは3件で、このため1件が翌年に繰り越された。

(平成29年12月31日現在)

福岡県労働委員会		中央労働委員会					
事件番号	救済内容	再審査申立人	再審査申立年月日	事件番号	再審査申立内容	再審査終結年月日	再審査終結事由
26 (不) 10	一部救済	国立大学法人Y	28.2.24	28 (不再) 12	命令は、事実認定及び法律解釈において明確な誤りがある。 不服の理由については、追って主張する。	29.3.22	棄却
27 (不) 2	棄却	X労働組合	28.5.30	28 (不再) 35	不服の要点及び不服の理由については、追って主張する。		
28 (不) 1	全部救済	独立行政法人Y	28.11.7	28 (不再) 60	命令は、判断において誤りがある。 不服の理由については、追って主張する。	29.6.29	和解認定
28 (不) 4	一部救済	X労働組合	29.3.28	29 (不再) 17	命令は、事実認定において誤りがある。 不服の理由については、追って主張する。	29.10.10	取下げ

第2節 再審査事件命令

平成28年（不再）第12号 福岡教育大学事件

本件は、当委員会が、平成26年（不）第10号事件（申立人：福岡教育大学教職員組合（以下「組合」という。）、被申立人：国立大学法人福岡教育大学（以下「法人」という。））について、両当事者に対し平成28年2月10日に一部救済命令を交付したところ、法人がこれを不服として、中央労働委員会に再審査を申し立てたものである。

29年3月22日、中央労働委員会は、再審査申立てを棄却する命令書を両当事者に交付した。

1 初審（平成26年（不）第10号事件）の申立て・命令概要

本件は、①学長が、A1らが行ったビラ配布（以下「本件ビラ配布」という。）を信用失墜行為であるなどと発言したこと（以下「本件学長発言」という。）、及び法人が同発言内容を公式ウェブサイトに掲載したことが、労働組合法（以下「労組法」という。）7条3号に、法人が、②組合員であるA1を大学院教育学研究科長（以下「研究科長」という。）に任命しなかったこと、③組合の書記長であるA2を教育研究評議会評議員（以下「評議員」という。）に指名しなかったこと、及び④教員人事ヒアリングについて、学長が、他の講座は自ら行ったが、A2が主任を務める講座については行わなかったことが、いずれも労組法7条1号及び3号に、⑤給与制度改定に関わる団体交渉要求に対する法人の対応が、労組法7条2号に該当するとして、組合が救済を申し立てた事案である。

当委員会は、上記①、②、③及び④は不当労働行為に当たるとして、法人に対し、公式ウェブサイトに掲載中の文書の一部削除並びに上記①から④に関する誓約文の組合への手交及び学内イントラネットへの掲載等を命じ、上記⑤に係る申立ては棄却した。

2 平成28年（不再）第12号事件の命令概要

(1) 主文

本件再審査申立てを棄却する。

(2) 判断の要旨

ア 本件学長発言及び同発言の公式ウェブサイトへの掲載について

本件学長発言で言及されている本件ビラ配布は、執行委員会で機関決定の上、実施されたものであり、記載内容等においても穏当なものというべきで、配布の際も特段の混乱があったともうかがわれないことなどから、正当な組合活動であるといえる。そして、学長が本件ビラ配布を信用失墜行為であるなどと発言した上、教育学部長等に今回の事案にどう対応するのか文書で提出するよう命じていることは、本件ビラ配布を行った組合員に対し、何らかの不利益を与える可能性を示唆したものとみることができる。よって、本件学長発言及び法人が同発言を公式ウェブサイトに掲載したことは、組合活動を萎縮させて組合の弱体化を図るものであり、労組法7条3号の不当労働行為に該当する。

イ A 1 を研究科長に任命しなかったことについて

法人は、A 1 を研究科長に任命できない理由として、A 1 が本件ビラ配布に参加したことを挙げるが、前記アのとおり本件ビラ配布は正当な組合活動である。そうすると、法人は、A 1 が正当な組合活動を行ったことの故をもって、A 1 を研究科長に任命しなかったものというほかなく、これによりA 1 は、職務上、経済上の不利益を被ったものといえる。よって、法人がA 1 を研究科長に任命しなかったことは、労組法7条1号の不当労働行為に当たり、また、組合活動を萎縮させて組合の弱体化を図るものであるから、同条3号の不当労働行為にも当たる。

ウ A 2 を評議員に指名しなかったことについて

法人は、A 2 が法人を被告とする未払賃金請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）の原告であることを理由にA 2 を評議員に指名することを拒んでいるが、本件訴訟は、組合の臨時総会で決定されて組合が全面的に支援するもので、A 2 は組合書記長としての立場から原告となったものであり、訴訟の対象が賃金の減額という基本的な労働条件に関わるものであることを考慮すれば、本件訴訟の提起やその訴訟活動は正当な組合活動といえ、法人も本件訴訟の提起等が組合活動の一環であると認識していたことは明らかである。そうすると、法人は、A 2 が正当な組合活動を行ったことを理由としてA 2 を評議員に指名しなかったものというほかなく、A 2 の講座主任としての影響力等の低下を招く不利益な取扱いといえる。よって、法人がA 2 を評議員に指名しなかったことは、労組法7条1号の不当労働行為に当たり、また、組合活動を萎縮させて組合の弱体化を図るものであるから、同条3号の不当労働行為にも当たる。

エ A 2 が主任を務める講座について、学長がヒアリングを行わず、他の理事に行わせたことについて

法人は、A 2 が主任を務める講座の教員人事ヒアリングを学長が行わなかった理由について、A 2 が本件訴訟の原告であるためと説明しているが、前記ウのとおり本件訴訟は正当な組合活動であり、本件訴訟の提起等が組合活動の一環であることを法人が認識していたことは明らかである。そうすると、上記ヒアリングを学長が行わず、他の理事に行わせたのは、A 2 の正当な組合活動を理由とするものというほかなく、これはA 2 の講座主任としての影響力等の低下を招く不利益な取扱いといえる。よって、上記ヒアリングを学長自身が行わず、他の理事に行わせたことは、労組法7条1号の不当労働行為に当たり、また、組合活動を萎縮させて組合の弱体化を図るものであるから、同条3号の不当労働行為にも当たる。